令和4事業年度 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等 支給関係業務事業計画変更

令和4事業年度における特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

- 1. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。) 第26条第1項の規定に基づき、給付金等の支給を行うものである。
- 2. 法第 37 条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される交付金として、

(117, 347, 275 千円)

交付金

117, 372, 043 千円

を受け入れることを予定している。

3. 前記2の交付金等により、法第3条(給付金)、法第7条(訴訟手当金)、法 第8条(追加給付金)、法第12条(定期検査費)等の規定による給付金等とし て、

給付金等

119,979,765 千円

を支給することを予定している。

注 括弧内は事業計画変更前の金額である。 下線分は事業計画変更後の金額である。